

まちづくりパートナー講座実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、まちづくりパートナー講座開催事業（以下「事業」という。）を行うために必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、市が推進する施策、市が持つ情報及び市が抱える課題や模範となる活動等を広く市民に提供し、提示し、及び共有することにより、市民の市政に対する関心や理解を深め、市民と行政との協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(事業の内容)

第3条 この事業は、市内のグループ・団体の要請により、まちづくりに関する講座の講師として市の職員及び地域づくり事業費補助金活用団体の代表を派遣するものとする。

2 派遣の日時は、年間を通じ、平日は午前8時30分から午後10時まで、休日は午前8時30分から午後5時までとする。

3 派遣は、2時間を限度に行う。

(事業の対象者)

第4条 市内に在住・在勤、在学する10人以上のグループ・団体とする。

(講座メニュー)

第5条 講座のテーマは、別表に掲げるまちづくりパートナー講座メニュー及びグループ・団体が希望する事項とする。

(派遣の申請)

第6条 講師の派遣を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、まちづくりパートナー講座申請を開催希望日の7日前まで市長に行わなければならない。ただし、地域づくり事業費補助金活用団体の代表を講師として希望する場合は、事前に日程調整を要する。

(派遣の決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請を受理したときは、速やかに関係課等と調整

し、派遣の可否を決定しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により講師の派遣の可否を決定したとき、または派遣の条件若しくは内容等を変更したときは、申請者に通知するものとする。

(派遣の不適)

第8条 市長は、申請内容等が不適當であると判断した場合は、講師を派遣しないものとする。

(申請人の責務)

第9条 事業実施に係る経費（講師に係る経費を除く。）は、申請人が負担するものとする。

- 2 事業実施にあたり会場の準備等は、すべて申請人が行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成13年4月1日告示第20号の1）

この要綱は、告示の日から施行する。